

上田市自治基本条例の検証にかかる

提言書（最終）

令和3年3月4日

上田市自治基本条例検証委員会

目次

I	はじめに	1 ページ
II	検証方法	1 ページ
III	検証結果	2 ページ
	1 条文の改正	2 ページ
	2 逐条解説の見直し	2 ページ
	3 条例の運用	10 ページ
IV	今後の課題	12 ページ
V	上田市自治基本条例検証委員会委員名簿	13 ページ
VI	検証の経過	13 ページ

(参考資料)

- 1 上田市自治基本条例 検証結果（自治基本条例検証委員会の逐条検証）
- 2 上田市自治基本条例の取組状況（検証資料）
- 3 「上田市自治基本条例の検証にかかる中間提言」市民意見募集手続の結果について

I はじめに

上田市自治基本条例は、自治の主役である市民、市議会、市の三者が、ともに目指す自治のあるべき姿「参加と協働による自治の推進」と「地域内分権による地域の自治の推進」の二つを基本理念として掲げ、三者が協力してまちづくりを進めるための基本ルールを定めたもので、平成 23 年 4 月に施行されました。

条例附則第 2 項には、自治意識の喚起と実効性の担保を目的として、5 年を超えない期間ごと、市民の意見を反映して見直しを行うことが規定されており、平成 27 年度には第 1 回目の検証が行われ、「危機管理」及び「住民自治組織」に関する条項の追加、並びに逐条解説の修正等の見直しが行われました。

前回の見直しから 5 年目に当たる今年度、上田市自治基本条例検証委員会では、8 月から計 6 回にわたって委員会を開催して検証を重ね、その間、広く市民意見をお聞きするために実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、「最終提言」として取りまとめました。

なお、今回の見直しは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、限られた時間の中での作業でありましたが、各委員が経験に基づく意見等を出し合い、慎重に検証を行いました。

II 検証方法

市の最高規範に位置づけられている自治基本条例は、例えると“大木の幹”のように個別の施策や取組事項である“枝葉”を支え育むものであり、このことが、一般に「自治体の憲法」と称されるところの理由であると考えられます。また、本条例は、既に制定・施行されていることとも併せ、本来、改正は安易に行われるべきものではないとの認識を持ちつつ、一定期間ごとの見直し規定を設けている趣旨に従い、次の視点により検証を行いました。

- 1 社会情勢の変化に対応した規定となっているか。
- 2 上田市にふさわしい自治を推進する内容となっているか。
- 3 条例が活用されているか。

また、前回の最終提言では、検証方法についての提言もされたことから、今回の見直しに当たっては当該提言を踏まえて次のとおり検証を行いました。

- 1 庁内検討会による検証（前回見直し後の取組状況、条文及び逐条解説の検証）
- 2 上田市自治基本条例検証委員会による検証
 - (1) 前回見直し後の市の取組状況の確認
 - (2) 市担当課への意見聴取（市の検証結果の確認及びヒアリング）
 - (3) (1)、(2)を踏まえた条文及び逐条解説の検証
- 3 パブリックコメントの結果を踏まえた検証

Ⅲ 検証結果

前回の見直しから4年余が経過する中、各条項及びそれに基づいた取組を確認した上で、

- 1 条文の改正（社会情勢の変化等による新たな規定の追加等）
- 2 逐条解説の見直し（市民に十分理解していただくための修正等）
- 3 条例の運用（条例の趣旨を生かす取組の推進）

の3つの区分に整理し、検証結果として提言します。

1 条文の改正（社会情勢の変化等による新たな規定の追加等）

検証の結果、本条例は自治の基本理念や具体的な仕組み等が網羅され、各条文は適切に表現されていること、これまで条例の趣旨に沿った取組が行われていること、前回の見直しから4年余が経過する中で、社会情勢に変化は見られるものの、条文を見直す必要があるほどの影響を及ぼすものではなく、かつ条例の運用に当たって問題が生じていないこと等から、今回の見直しで、条文を改正する必要はないとの結論に至りました。

今後も市においては当委員会からの意見を施策の参考とするとともに、条例の趣旨に沿った取組が継続されることを求めます。

2 逐条解説の見直し（市民に十分理解していただくための修正等）

条例の解説については、条例の趣旨をより分かりやすく説明し、市民に十分理解していただくため、次のとおり適切な説明への修正や具体的な市の取組の記載等を加える必要性が確認されました。

（1）日本遺産の認定について（前文）

日本遺産は、地域に残る有形や無形の様々な文化財を積極的に活用して地域の活性化につなげるため、文化庁が認定を行っているものです。令和2年6月19日に、「レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち信州上田・塩田平～」が日本遺産の認定を受けたことは、信濃国分寺跡や国宝安楽寺八角三重塔等、数多くの文化財が残されている上田市の歴史的魅力や特色の発信による地域活性化に多大な効果を持つと考えられます。

前文は、一般的に条例制定の由来、理念、趣旨、目的等を記述したものであり、本条例の前文では、本市の特性、まちの歴史と成り立ち、条例制定の背景となる社会情勢、これまでの取組、将来への課題、自治の基本理念と目的を記し、最後に本市における自治の最高規範であることを宣言しています。今回の見直しでは前文の改正は必要ないと考えますが、上田市が日本遺産に認定されたことの重要性を考慮し、逐条解説に日本遺産の説明を記述することが必要と考えます。

【例文】（逐条解説 6 ページ「～歴史遺産～」解説の文末に追記）

日本遺産の認定について

令和 2 年 6 月 19 日、「レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち信州上田・塩田平～」が日本遺産の認定を受けました。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものです。今回の認定では、信濃国分寺跡及び安楽寺八角三重塔他、計 35 の文化財がストーリーの中に位置づけられています。

（2）「社会的課題」と「公共的課題」について（前文・第 5 条）

前文の 3 段落目に「社会的課題」、逐条解説の第 5 条（自治の基本原則）第 3 号の解説には「公共的課題」という語句がありますが、これらについてどのように使い分けているか明確にされていないため、それぞれ説明を逐条解説で記述する必要があると考えます。

【例文】社会的課題（6 ページ 前文③「まちの現状と将来の課題（第 3 段落）解説の文末に追記）

社会的課題とは、私達を取り巻く環境、産業、福祉、教育等の様々な分野に存在する諸課題のことで、例としては、空家や荒廃農地・山林の増加、財政基盤である担税力の低下、労働人口の減少、地域の担い手不足によるコミュニティの希薄化、社会保障費の増加、学校の統廃合等が挙げられます。

公共的課題（13 ページ 第 5 条「(第 3 号)」解説の文末に追記）

公共の分野については、これまで国や地方自治体等、行政が主となって担うものと考えられていましたが、現在では、市民（NPO、ボランティア等を含む）も公共の担い手となっています。ここで示す「公共的課題」とは、地域の不特定多数の人々に関わる課題であり、かつ市民、市議会、市の三者が協働して解決すべき課題を指しています。

（3）子どもがまちづくりに参加し、市政に参画する権利について（第 6 条）

上田市自治基本条例は、第 2 条（定義）において、市内に居住、通勤又は通学する個人を「市民」と規定することで、第 6 条（市民の権利）の中に、子どもや女性、障がい者、高齢者、外国人等の権利が包含される形としています。こうした年齢、性別、心身

の状況、国籍、民族等に関わりなく、私たち市民が平等で、お互いに対等な立場で、まちづくりに自由に参加でき、市政に参画できることについて、改めて市民に認識していただくため、逐条解説の中で説明を行うことが必要と考えます。

また、子どもの権利については、1994年（平成6年）に日本が「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准して以降、全国の自治体で「子どもの権利」を守る取組が進められています。上田市においても、自治基本条例が施行されてから10年が経過し、未来を担う子どもたちがまちづくりや市政に積極的に関わることはますます重要となっています。これまでの間、上田市や上田市議会では、子どもたちの意見を市政に反映させるための様々な取組を進めていますが、更なる取組の推進と市民への意識啓発を図るため、「子どもの権利」について逐条解説の中で説明を行うことが必要と考えます。

なお、「子どもの権利に関する条例」制定の検討については、「3 条例の運用（2）子どもの権利に関する取組について」で意見を述べています。

【例文】（14 ページ解説の第 1 段落 1 行目の「本条は、自治の主体である市民が有する権利を明らかにするために設けています。」の次に追記）

「市民の権利」とは、年齢や性別、心身の状況、国籍、民族等に関わりなく、市民が平等で、お互いが対等の立場で、まちづくりに自由に参加でき、市政に参画することができる権利をいいます。

【例文】（14 ページ解説の「（第 1 項）」解説の文末に追記）

1989年（平成元年）の国連総会において採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもを“権利を持つ主体”と位置付け、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守るよう定めています。日本は1994年（平成6年）に条約を批准し、全国の自治体で「子どもの権利」を守る取組が進められています。

本項は、子どもの権利条約の4つの権利のうち、「参加する権利」を保障する条項です。子どもは自分の考えや意見を自由に表すことができ、活動の場に自由に参加することができます。大人が子どもの意見に耳を傾け、ひとりの人間として子どもの権利を尊重しながら、一緒にまちづくりを行い、市政への参画を働きかけることで、子どもが地域を身近に感じ、まちづくりや市政に関心を持つことにつながります。

（4）感染症対策について（第 19 条）

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で1例目の患者が確認されて以降、現在においても、全国各地で新たな感染の確認が続いています。上田市においても市民生活に大きな影響を与えることとなり、関係機関が連携して各種対策を行って

るところですが、感染の収束には未だ至っていません。

第 19 条は危機管理に関する市及び市民の役割や責務について定めたもので、前回の見直しで新たに追加されたものですが、「災害や犯罪、事故等の不測の事態」を「災害等」と包括的に表示し、逐条解説で「大規模災害をはじめ、市民生活を脅かす様々な危険事象」と表現しているのみで、感染症については触れられていません。新たな脅威といえる感染症に対する市及び市民の役割や責務を明らかにするため、逐条解説に、感染症をはじめとした「不測の事態（災害等）」の例示を行うことが必要と考えます。

【例文】(25 ページ 第 3 段落の解説を修正)

〈修正前〉

国内では、地震や津波、台風、集中豪雨、噴火等による大規模災害をはじめ、市民生活を脅かす様々な危機事象が発生しており、市の危機管理対策の強化は、より重要性を増しています。

一方、特に東日本大震災等の発生を教訓として、市民の防災意識の高揚とともに、安全・安心な地域づくりに向け、自治会をはじめとした地域コミュニティによる主体的な体制強化の取組も広がっています。

こうした社会情勢を踏まえる中、自治における市民生活の安全確保の趣旨を明確化する必要があること、また「安全に、安心して暮らすための情報」（防災情報や災害情報等）の提供と共有の重要性を踏まえた規定を設ける必要があること等から、条項を追加しました。



〈修正後〉

国内では、地震や津波、台風、集中豪雨、噴火等による大規模災害をはじめ、市民生活を脅かす様々な危機事象が発生しています。令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症の感染者が国内でも確認され、その後の全国的な流行により市民生活に深刻な影響を及ぼす事案も発生し、市の危機管理対策の強化は、より重要性を増しています。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災等を教訓として、市民の防災意識の高揚とともに、安全・安心な地域づくりに向け、自治会をはじめとした地域コミュニティによる主体的な体制強化の取組も広がっています。

こうした社会情勢を踏まえる中、自治における市民生活の安全確保の趣旨を明確化する必要があること、また「安全に、安心して暮らすための情報」（防災情報や災害情報等）の提供と共有の重要性を踏まえた規定を設ける必要があること等から、平成 27 年度の見直しの際に本条項を追加しました。

なお、ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす自然災害、事件、事故（大規模火災・武力攻撃事態等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常湯水等）を指しています。

(5) 見直し後の主な取組の追加等 (第 11・13・21・22・28・31 条、附則第 2 項)

前回の見直し後、様々な取組が行われていますが、特徴的な取組については逐条解説に記述する必要があります。また、公職選挙法の改正に伴う逐条解説の修正も必要です。

第 11 条 (市の役割及び責務)

【例文】 (20 ページ 「(第 3 項)」の第 2 段落の文末に追記)

また、令和元年度には、これまでの協働の推進に向けた取組の評価・検証を行うとともに、指針策定以降、市内各地域で新たな住民自治組織の設立が進んでいること、社会情勢の変化等を踏まえ、指針の見直しを行いました。

第 11 条 (市の役割及び責務)

【例文】 (20 ページ 「(第 3 項)」解説の文末に追記)

上田市協働推進員

市は本条例第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、平成 30 年度に保育園等を除く庁内 83 課所に「協働推進員」を 1 人ずつ配置しました。

協働推進員の職務は、次のとおりです。

- (1) 協働を推進するために必要な普及啓発活動に関すること。
- (2) 所属する職場内において協働を推進するための体制づくりに関すること。
- (3) 住民自治組織 (条例第 13 条第 3 項に規定するまちづくり組織をいう。)に係る地域担当職員 (住民自治組織の活動を支援し、かつ調整の役割を担う職員を含む。)との連携及び情報共有に関すること。
- (4) 市民及び地域コミュニティへの対応に関すること。
- (5) わがまち魅力アップ応援事業に係る意見調書の取りまとめに関すること。
- (6) 長野県地域発元気づくり支援金事業に係る意見書の取りまとめに関すること。
- (7) 協働事業の評価・検証に関すること。
- (8) その他協働の推進に関すること。

第 13 条 (地域コミュニティの役割)

【例文】 (21 ページ 「(第 3 項)」解説の文末に追記)

住民自治組織等の設立状況 (令和 3 年 3 月 1 日現在)

・住民自治組織 (11 組織)

平成 27 年度 (2 組織) … 川西まちづくり委員会、丸子まちづくり会議

平成 28 年度 (3 組織) … 神科まちづくり委員会、豊殿まちづくり協議会、
住みよい武石をつくる会

平成 29 年度（4 組織）… 城下まちづくり未来会議、川辺泉田まちづくり協議会
塩田まちづくり協議会、真田の郷まちづくり推進会議

平成 30 年度（1 組織）… 西部地域まちづくりの会

令和 元年度（1 組織）… 神川まちづくり委員会

・ **地域経営会議**

平成 29 年度 … 中央地域まちづくり検討会

第 21 条（地域内分権の推進）

【例文】（27 ページ 「第 1 項 ①」 第 4・5 段落を修正）

〈修正前〉

このような経過を踏まえ、平成 24 年度から取り組む第 4 ステージにおいては、地域の権限と責任の下で使える「地域予算」の拡充と決定システムが必要であることから、地域自治センター裁量の拡充と合わせ、住民裁量が及ぶシステムの構築を目標に、新たな住民自治組織による地域経営と、それを補完・支援する地域担当職員制度の導入に取り組むこととしています。

さらに、地域内分権の最終形に向けては、地域自治センター長が主体的な「地域マネジメントの最前線」に立ったまとめ役と本庁との調整役を担う地域自治センター組織としていくことを目指しています。



〈修正後〉

このような経過を踏まえ、平成 24 年度から取り組む第 4 ステージにおいては、主な取組として「住民自治組織の設立と運営支援」、「地域担当職員の配置」、「地域予算の確立」を進めています。（計画では、第 4 ステージの最終年度を令和 2 年度に設定していますが、上田中央地域での住民自治組織の設立が令和 3 年度以降になる見通しです。）

住民自治組織の設立については、設立準備会にあたる「地域経営会議」において設立の枠組み等の検討を経て、平成 27 年度以降、住民自治組織の設立が進められており、令和 2 年 12 月時点で市内 9 地域に 11 組織が設立されています。（各年度の設立状況は第 13 条の解説に記載のとおりです。）

地域担当職員は、地域内分権への住民意識を高めながら、地域経営会議や住民自治組織の取組を支援する目的で配置された職員で、平成 26 年度から地域自治センター等に配置しています。

地域予算として、住民自治組織に対する交付金制度を確立しました。

第 22 条（総合計画）

【例文】（30 ページ 解説の第 2 段落を修正）

〈修正前〉

「第一次上田市総合計画」の期間が平成 27 年度で終了し、平成 28 年度からは「第二次上田市総合計画」をスタートさせました。この計画は、策定作業を平成 26 年度から進

め、審議会への諮問、市民アンケート、まちづくり懇談会、まちづくり座談会、分野別意見聴取等を実施して内容をまとめており、10年後の将来都市像「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」の実現に向け、基本理念として掲げた「市民力」「地域力」「行政力」の3つの力を結集し、市民一人ひとりがライフスタイルにあった幸福を感じ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組むこととしています。



〈修正後〉

平成28年度から「第二次上田市総合計画」がスタートしており、10年後の将来都市像「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」の実現に向け、基本理念として掲げた「市民力」「地域力」「行政力」の3つの力を結集し、市民一人ひとりがライフスタイルにあった幸福を感じ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組むこととしています。

このうち、「前期まちづくり計画」が令和2年度に計画期間の満了を迎えることから、審議会への諮問、市民アンケート、まちづくり懇談会、分野別意見聴取等を実施し、令和3年度から5か年の「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」を新たに策定しています。

第22条（総合計画）

【例文】（30 ページ 解説の第2段落文末に追記）

SDGs と総合計画について

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169の行動目標（ターゲット）から構成されています。これらの目標を達成することで、「地球上の誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、全世界共通の目標として「経済」、「社会」、「環境」の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

国で定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、地方自治体における各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、市民や事業者といった官民連携による先駆的な取組により、SDGsの達成と持続可能なまちづくりによる地方創生の実現を目指すこととしています。

令和3年度からの「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」では、このSDGsという世界共通のものさしを導入し、市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策にSDGsのグローバルな課題解決を目指す目標を関連付け、持続可能な都市経営に努めていくこととしています。

後期まちづくり計画に掲げる施策とSDGsの17の目標を紐づけすると、17の全ての目標と関連しており、世界共通の課題解決に向けたSDGsと上田市が目指す目標は一致することが分かります。市の施策そのものがSDGsの取組であり、世界につながる目標の達成に向け、さらにSDGsと絡めた施策の推進をしていく必要があります。

また、市の様々な施策とつながっているSDGsの17の目標と施策を紐づけすることで、施策実現に向けた方向性と捉え、分野間で目的を共有するとともに、市民・NPO・企業などの幅広い関係者との協働・連携により施策を推進し、上田市の未来に向けた持続的なまちづくりを目指していきます。

さらに、本計画に世界共通の分かりやすい目標掲げることにより、世界の社会的課題に取り組むために相互に協力できるパートナーを結び付け、思いを同じくした市民や団体、企業等とともに、持続可能なまちづくりに向けた取組が期待されます。

第28条（意見等の公募）

【例文】（33 ページ 解説の第2段落を修正）

〈修正前〉

第三次上田市行財政改革大綱アクションプログラム（平成28～32年度）の取組項目であるパブリックコメント手続（対象事項等を限定した意見公募）についても、この規定に含まれるものです。

このパブリックコメントについては、これまでも実施してまいりましたが、市民が分かりやすく事案等の資料の取得や意見提出等の手続が行えるよう、本市の統一した制度化に向けて検討します。

↓

〈修正後〉

上田市では、平成30年度に「上田市市民意見募集手続に関する要綱」を定め、計画等の対象範囲や公表方法、募集期間等について全庁共通のルール化を図りました。現在は要綱に基づき、市の基本的な政策を定める計画等を策定しようとする際は、その計画案等を公表して市民等から意見を募集し、提出された意見が計画案等に反映できるか検討した上で最終的な意思決定を行い、意見の概要とこれに対する市の考え方等を公表しています。

第31条（住民投票の請求等）

【例文】（36 ページ 「(第1項)」解説の第2段落の要件以下を修正）

〈修正前〉

- ①日本国民であること。
- ②年齢満20歳以上の者であること。（年齢要件）
- ③引き続き3ヶ月以上本市の区域内に住所を有する者であること。（住所要件）

市議会議員及び市長の選挙権については、地方自治法（第18条）及び公職選挙法（第9条第2項）で規定されていますが、これらの法律が改正されて年齢要件が引き下げられた場合は、この条例の年齢要件もこれに連動して引き下げられることとなります。

↓

〈修正後〉

- ①日本国民であること。
- ②年齢満 18 歳以上の者であること。(年齢要件)
- ③引き続き 3 ヶ月以上本市の区域内に住所を有する者であること。(住所要件)

市議会議員及び市長の選挙権については、地方自治法（第 18 条）及び公職選挙法（第 9 条第 2 項）で規定されていますが、平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布されたことに伴い、選挙権年齢が「満 20 歳以上」から、「満 18 歳以上」に引き下げられました。

附則第 2 項（条例の見直し）

【例文】（40 ページ 解説の第 6 段落〈見直しの経過〉の文末に追記）

令和 2 年度の 2 回目の見直しでは、前回と同様に、市民 15 名からなる上田市自治基本条例検証委員会を設置し、その検証結果を提言いただきました。

3 条例の運用（条例の趣旨を生かす取組の推進）

取組状況については、前回の見直し後、基本理念の実現に向け精力的に取り組まれている事例もありますが、今後さらに取組を充実していくことを求めます。

（1）人権尊重に関する取組について（第 5 条）

新型コロナウイルス感染症の感染確認が続く中、感染への不安や恐れ等から、感染した方や医療従事者又はその家族に対する誹謗中傷、差別、いじめといった事態が発生しており、人権尊重の観点からも、こうした行為は決してあってはならないとの意見がありました。

市は「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護と救済のため、市民との協働、関係機関・団体等との連携した取組により、人権施策のより一層の充実を図られることを要望します。

（2）子どもの権利に関する取組について（第 6 条）

今回の検証の中では、子どもたちが主体的に地域に関わり、意見を述べるのが重要であるという意見や、大人は子どもの意見を尊重するとともに、その意見をまちづくりや市政にどう活かすかを考えなければならないという意見が出されました。

日本が「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准した後、全国の自治体で「子どもの権利に関する条例」を制定する動きが見られ、県内では、松本市が平成

25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。この条例は、「子どもの権利条約」が保障する子どもの権利を、より具体的に、わかりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や、松本市の取組について定めています。

上田市自治基本条例は、「子どもの権利」を「市民の権利」に包含するかたちで規定していますが、改めて上田市として、子どもの権利を保障し、大切にしていける姿勢を明確にすることが必要と考えます。

上田市では、未来を担う子どもたちのために、子どもの権利の視点に立った取組の充実を図るとともに、「子どもの権利に関する条例」の制定について検討されることを要望します。

(3) 職員の責務について (第12条)

上田市には、職務遂行上必要とする知識や技能を自主的に修得しようとする職員に対して、経費の全部又は一部を助成する制度がありますが、過去5年間の利用実績は決して多いとは言えません。

市政を推進する上において、職員は説明や指導・監督を行う立場となりますので、その役割を自覚し、意欲を持って取り組むことができるよう、知識や技能の向上に努める必要があります。

(4) 自治会への加入促進について (第14条)

少子高齢化や人口減少による社会構造の変化に加え、ライフスタイルや価値観の多様化、自治会の活動に対する理解不足等により、自治会加入者数・加入率は年々低下し、多くの自治会では、役員のなり手や自治会活動の担い手不足などの深刻な課題に直面しています。今回も市民の自治会加入を義務化する条文が必要ではないかとの前回の見直し時と同様の意見が出されており、未だ課題の解決には至っていないことが伺えます。

自治会への加入を義務化することはできませんが、地域コミュニティの中でも特に重要な役割を担っている自治会への市民の参加を通じて、市民同士が助け合いの精神を育み、地域の課題に向けて行動することは今後ますます重要になっていきます。

市と上田市自治会連合会は、平成31年1月に不動産関係団体と「加入促進に関する協定」を締結し、契約者へのリーフレット配付等を通して自治会加入を働きかける新たな取組が行われています。今後もこうした協働の取組をさらに進めていく必要があります。

IV 今後の課題

1 市民周知について

本条例は、様々な媒体によって周知が図られていますが、本市の自治の最高規範として市民や市職員に認知・理解されるよう、SNS の活用や子どもに対してはマンガ版パンフレットを再配付するなど、年齢層に合わせて周知方法を変える等、今後も工夫を重ねながら本条例の浸透、認知度・理解度の向上に継続的に努める必要があります。

2 検証方法について

検証委員会では、6回の会議の中で様々な議論を行い、委員会として結論をまとめました。今回の見直しは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、制約がある中での検証となってしまいましたが、本条例は自治の基本理念及び基本原則を定めるとともに、市民、市議会及び市の役割や市政の基本事項を定めた重要なものであり、検証には本来多くの時間を費やす必要があります。

次回の見直しに当たっては、検証に多くの時間を費やせるよう検証の開始時期を早めるなど検証方法について検討すべきものと考えます。

V 上田市自治基本条例検証委員会委員名簿

(任期：令和2年8月11日から提言終了の日まで)

氏名	ふりがな	住所・勤務地	所属・選出区分等
浦部 秀幸	うらべ ひでゆき	武石上本入	上田市自治会連合会自治会活性化専門委員会委員長
笠原 邦正	かさはら くにまさ	中央	上田市社会福祉協議会総務課長
金井 忠一	かない ただかず	国分	上田市地域協議会正副会長会副会長
齋藤 繁子	さいとう しげこ	鹿教湯温泉	上田市多文化共生推進協会理事
桜井 久恵	さくらい ひさえ	上丸子	上田国際交流事業を進める会事務局長
直井 恵	なおい めぐみ	本郷	NPO 法人アイダオコーディネーター
○ 中村 彰	なかむら あきら	大手	上田市自治会連合会会長
◎ 南雲 典子	なぐも のりこ	中野	前上田市自治基本条例検証委員会会長
堀 善三郎	ほり ぜんざぶろう	古里	神科まちづくり委員会会長
松下 重雄	まつした しげお	下之郷	長野大学環境ツーリズム学部教授
間藤 まりの	まとう まりの	真田町傍陽	真田ゆめぐる Project.代表
皆川 克彦	みながわ かつひこ	真田町本原	元上田拘置支所長
柳沢 裕子	やなぎさわ ゆうこ	下武石	武石風土つなぎ隊代表
山崎 孝子	やまざき たかこ	大手	上田市商工会議所女性会会長
山本 幸恵	やまもと ゆきえ	東内	依田川リバーフロント市民協働事業実行委員会副委員長

◎会長 ○副会長

敬称略、五十音順

VI 検証の経過

- 令和2年 8月11日 第1回 概要説明、人事通知書交付、会長・副会長の選出
 条例施行後の取組状況、検証の進め方について
- 8月28日 第2回 条例の検証（前文～第12条）
- 10月 7日 第3回 条例の検証（第13条～第20条）
- 10月28日 第4回 条例の検証（第21条～附則）
- 11月13日 第5回 中間提言のまとめ
- 12月10日 中間提言の提出
- 12月21日～令和3年1月20日 市民意見募集手続（パブリックコメント）の実施
- 令和3年 3月 4日 第6回 市民意見募集手続の結果確認、最終提言のまとめ
- 同日 最終提言の提出